

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第三号様式



【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No. 15

【根拠条文】

法第27条の26第2項

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

ゴールドマン・サックス証券株式会社  
代表取締役社長 持田 昌典



【住所又は本店所在地】

東京都港区六本木六丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー

【報告義務発生日】

平成19年1月15日

【提出日】

平成19年1月22日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

2名

【提出形態】

連名

【変更報告書提出事由】

保有割合の減少・共同保有者の減少

第1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	サッポロホールディングス(株)
証券コード	2501
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京 札幌

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ゴールドマン・サックス証券株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木六丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成 17 年 9 月 16 日
代表者氏名	持田 昌典
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等
-----------------------------

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	6,717,000		
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M 6,717,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	Q 3,484,000		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R 3,233,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 18年12月21日現在)	T 366,886,885
上記提出者の 株券保有割合 (%) (R/(S+T)×100)	0.88
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	1.18

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 関連会社(ゴールドマン・サックス・インターナショナル)から1,192,000株の借入、証券会社(外国証券業者含む)から2,797,000株からの借入、保険会社から2,000,000株の借入、銀行(信託銀行含む)から717,000株の借入

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者) / 2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs International
住所又は本店所在地	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	Richard Gnodde
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等
-----------------------------

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	20,552,026		
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B*	361,802	—
対象有価証券 カバードワラント	C	605,449	I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M	21,519,277	N
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	Q	1,192,000	
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R	20,327,277	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S	967,251	

(\*は旧転換社債券分含む)

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 18年12月21日現在)	T	366,886,885
上記提出者の 株券保有割合 (%) (R/(S+T)×100)		5.53
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		4.90

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 関連会社(ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー等)から12,639,026株の借入、証券会社(外国証券業者含む)から5,663,000株からの借入、銀行(信託銀行含む)から1,120,000株の借入

第2【提出者に関する事項】

3【提出者(大量保有者) / 3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs Asset Management, L.P.
住所又は本店所在地	32 Old Slip, New York, New York, 10005 U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成2年4月18日
代表者氏名	ピーター・クラウス / リック・シュワルツ (2名)
代表者役職	共同代表者
事業内容	投資信託委託業・投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

保有株数が1/1000以下であるため、共同保有者には含まれない
---------------------------------

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)			118,000
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M	N	O 118,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R	118,000	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 18年12月21日現在)	T	366,886,885
上記提出者の 株券保有割合 (%) (R/(S+T)×100)		0.03
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		0.03

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

第2【提出者に関する事項】

4【提出者(大量保有者) / 4】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs & Co.
住所又は本店所在地	85 Broad Street, New York, New York 10004, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和2年1月3日
代表者氏名	Lloyd C. Blankfein
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

保有株数が1/1000以下であるため、共同保有者には含まれない
---------------------------------



(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	9,163,026		
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M 9,163,026	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	Q 9,155,026		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R 8,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 18年12月21日現在)	T 366,886,885
上記提出者の 株券保有割合 (%) (R/(S+T)×100)	0.00
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	2.48

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

### 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

#### 1【提出者及び共同保有者】

- (1) ゴールドマン・サックス証券株式会社  
 (2) Goldman Sachs International

#### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

##### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	27,269,026		
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B*	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M	28,236,277	N
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	Q	4,676,000	
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R	23,560,277	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S	967,251	

(\*は旧転換社債券分含む)

##### (2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 18年12月21日現在)	T	366,886,885
上記提出者の 株券保有割合 (%) (R/(S+T)×100)		6.40
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		8.59

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者又は共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合 (%)
ゴールドマン・サックス証券株式会社	3,233,000	0.88
Goldman Sachs International	20,327,277	5.53
合計	23,560,277	6.40

1 October, 2006

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs Japan Co., Ltd  
Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower,  
6-10-1 Roppongi, Minato-ku  
Tokyo JAPAN

**Power of Attorney**

We, Goldman Sachs International, of Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, a company duly organized and existing under the laws of England and Wales hereby appoint Goldman Sachs Japan Co., Ltd as its proxy in Japan:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and

IN WITNESS WHEREOF, this Power of Attorney has been duly executed as a Deed on this day of October 2006.

GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL

By: \_\_\_\_\_

*Richard J. Levy*

Name: Richard J. Levy

Title: Managing Director

平成 18 年 10 月 1 日

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス証券株式会社  
代理人住所 : 東京都港区六本木 6-10-1  
六本木ヒルズ森タワー

委任状

ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、ここにゴールドマン・サックス証券株式会社を、下記にかかると一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第 2 章の 3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」 (以下「ルール」という) に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

〔署名〕

〔氏名〕 リチャード・ジェイ・レヴィ  
〔役職〕 マネージング・ディレクター

September 21, 2006

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs Japan Co., Ltd

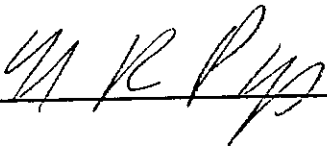
Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower,  
6-10-1 Roppongi, Minato-ku  
Tokyo JAPAN

**Power of Attorney**

Goldman Sachs Asset Management, L.P. hereby appoints Goldman Sachs Japan Co., Ltd as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of Goldman Sachs Asset Management, L.P.,



---

Name: Ellen Porges

Title: Managing Director

Goldman Sachs Asset Management, L.P.



October 1, 2006

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs Japan Co., Ltd

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower,  
6-10-1 Roppongi, Minato-ku  
Tokyo 106-6147 JAPAN

**Power of Attorney**

Goldman Sachs & Co. hereby appoints Goldman Sachs Japan Co., Ltd as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the Rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the Rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of  
Goldman Sachs & Co.,

By: 

Name: Roger S. Begelman  
Title: Chief Compliance Officer  
Address: 30 Hudson Street, 27<sup>th</sup> Floor  
Jersey City, NJ 07302  
United States of America



平成 18 年 10 月 1 日

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス証券株式会社  
代理人住所 : 東京都港区六本木 6-10-1  
六本木ヒルズ森タワー

委任状

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーは、ここにゴールドマン・サックス証券株式会社を、下記にかかると一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第 2 章の 3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」 (以下「ルール」という) に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

(署名)

---

[氏名] ロジャー・エス・ビーゲルマン  
[役職] マネージング・ディレクター

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー  
アメリカ合衆国 ニュージャージー州 07302  
ジャージーシティ、ハドソンストリート 30 27 階